

研究推進委員会規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会定款第4条および基本規程第20条に基づく研究推進委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、認知行動療法の研究の発展およびそれに関連する社会への発信、専門家の全国的なネットワーク構築に資する事業を行う。

第3条 委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

- 2 委員は、委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は理事の中から理事長が指名する。
- 5 委員長および副委員長の任期は、理事の在任期間とする。

第4条 委員会は、各種事業を行うための以下の小委員会を置く。なお、各小委員会の規程は別途定める

- ・研究プロジェクト推進小委員会
- ・Special Interest Group 小委員会

第5条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2021年7月25日より施行する。

附 則

- 1 本規程の変更は、2022年12月18日から施行する。

研究プロジェクト推進小委員会規程

第1条 研究推進委員会規程に基づく研究プロジェクト推進小委員会（以下、小委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 小委員会は、認知行動療法の普及び発展に資する研究プロジェクトの推進のための事業を行う。具体的には、以下のプロジェクトについて検討を行う。

1. 学会として戦略的に研究を進める事業（学会主導型）
2. SIG等で会員から提案された研究を、より大きな柱に育てる事業（会員提案型）
3. 若手の研究を研究費の側面も含めて支援する事業（スタートアップ支援型）
4. その他、小委員会が検討を必要と認めたプロジェクト

第3条 小委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

- 2 委員は、研究推進委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は委員の互選によって選出する。
- 5 小委員会は、検討事項に応じてワーキンググループを設置することができる。

第4条 本規程の改正は、研究推進委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2021年7月25日より施行する。

附 則

- 1 本規程の変更は、2022年12月18日から施行する。

Special Interest Group(SIG)小委員会規程

第1条 研究推進委員会規程に基づく Special Interest Group 小委員会（以下、小委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 小委員会は、特定分野の関心を共有する専門家が、ネットワークを形成、維持し、研究・実践活動を行うためのオープンな集まりの場を提供する。

2 小委員会は、SIG を現時点で既に組織化された研究・実践活動を支援する承認型と、これからの研究・実践活動等を行うために、あらたなネットワークを形成し、それらを推進する募集型に大別し、それを認定する

第3条 小委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

2 委員は、研究推進委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

4 委員長は委員の互選によって選出する。

5 小委員会は、検討事項に応じてワーキンググループを設置することができる。

第4条 本規程の改正は、研究推進委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 本規程は、2021年7月25日より施行する。